

日本労働年鑑 第24集 1952年版

The Labour Year Book of Japan 1952

第一部 労働者状態

第四編 賃金と労働条件

第四章 婦人・年少労働者の状態

第一節 婦人労働者の状態

一九五〇年の国勢調査一%抽出集計によれば、女子就業者数は一三、七九〇、〇〇〇人である。

女子就業者の産業別分布状態をみると、農業に従事している者がもっとも多く、八、三〇〇、〇〇〇人で、女子就業者の六〇%を占めている。つぎに多いのは製造業の一、六二〇、〇〇〇人で、全体の一一%に当る。このほか卸売業および小売業の一、五一〇、〇〇〇人、サービス業の一、四九〇、〇〇〇人、公務業の二五〇、〇〇〇人、運輸・通信業の二〇〇、〇〇〇人、金融・保険および不動産業の一二〇、〇〇〇人となっている。

一、労働時間 労働基準法は、その第四章第三二条に「使用者は労働者に休憩時間を除き一日について八時間、一週間について四八時間を超えて労働させてはならない」ときめ、また特に女子の労働時間および休日については第六章第六一条に、深夜業禁止については第六章第六二条に規定している。

総理府統計局の労働力調査によれば、女子の非農林業雇用者の一九五〇年週平均就業時間数は四八・三時間となっており、労働基準法第四章第三二条に規定されている労働時間より平均〇・三時間超過している。また就業時間が週四八時間をこえる女子の非農林業雇用者数の年間平均は一、〇六〇、〇〇〇人であり、とくに朝鮮で戦争が勃発した下半期に顕著な増加をみた(単位一、〇〇〇人)。

一九五〇年上半期平均 九六〇

一九五〇年下半期平均 一、一一六

一九四八年、労働省婦人少年局で調査した東京都八王市の繊維工場四四についていえば、労働時間が、基準法どおり実施されていたのは五工場のみである。そのうち三工場は五〇人以上の企業であるから、五〇人以下の中小企業は二工場を除いて全部八時間以上の労働時間を強いられていたわけである。このような中小規模の繊維工場では「女子工員の大部分が工場主の家に泊りこんでいるので、作業時間外も、掃除、子守、食事の世語、風呂たきなど、家事使用人として働いているから、一日平均一三時間以上は労働させられているわけである。もちろんきまった休憩時間などなく、食事時間がくると手をやすめ、食事がすむとまたモータとともに働きだすという状態である」(民主婦人協議会「日本の婦人と子供」三ページ)。

つぎに女子の労働時間および休日についての基準法違反件数を労働基準監督年報(一九四九年)によってみるとつぎのとおりである。

労働基準法の適用をうける事業場に使用されている女子(一八才以上)総数は二、一九五、〇一二人であり、これに対して基準法違反件数は二四、三一七件である。この違反件数中もっとも大きい割合を占めるのが労働時間および休日に関する違反、二二、七八七件で、女子関係違反件数の九三%を占めている。

二、生理休暇と産前産後の有給休暇 労働基準法第六章第六七条に「使用者は生理日の就業が著しく困難な女子、又は生理日に有害な業務に従事する女子が生理休暇を請求したときはその者を就業させてはならない」と規定している。これは日本の作業施設、衛生施設が悪いので、将来の母性保護のためというので設けられたのであるが、同法には「就業が著しく困難な女子」とあるだけなので具体的には労働協約または就業規則で別に一定の基準がきめられている。一九四六年末の労働省調査では、労働協約総数一一、六〇四件のうち生理休暇規定を含むものが二三〇件(一九・八%)で、そのうち有給のものが六一%であった。また生理休暇の利用状況についての国立世論調査所の一九四八年調査によれば、月経が就業の支障になるという二三・六%について、休暇を必ずとっていると答えたもの三八・六%、必ずしもとっていない者六一・四%で、六〇%以上の者が支障になりながらもとっていない状態である。その原因は仕事が忙しい者二〇・六%、請求すればとれるということを知らなかった者一六・七%で、この二つがおもな原因となっている。

生理休暇に関する違反件数は、労働基準監督年報(一九四九年)によると、九三〇件である。

また、産前産後の休暇の状態についていえば、労働基準法第六章第六五条に「使用者は六週間以内に出産する予定の女子が休養を請求した場合において、その者を就業させてはならない。使用者は産後六週間を経過しない女子を就業させてはならない。但し産後五週間を経過した女子が請求した場合においては他の軽易な業務に転換させなければならない」と規定している。

日本の女子労働者のほぼ九〇%が未婚者であるため、産前産後の問題は、比較的重視されないが、その保護状態を、労働基準監督年報(一九四九年)でみると、違反件数は八四件である。

三、賃金 一九五〇年婦人労働統計資料(労働省婦人少年局刊)によると、女子の産業別一人一月当りの平均現金給与額は、一九五〇年一月現在で五、二八七円である。これは、所得税、貯金、組合費、購買代金を差引かない以前の総額である。それゆえ所得税、貯金、組合費、購買代金などを差引くと手取額はずっと下廻る。婦人労働者がもっとも多い紡績業の一例をみると、「栃木県のある企業では、名目上の賃金は二、〇〇〇円か、三、〇〇〇円であるが、そのなかから食費代、部屋代がさしひかれるので、実際に手許に渡されるのは一〇〇円位しかない」(前掲「日本の婦人と子供」一〇ページ)。

また男子労働者との賃金の格差について、「一九四九年個人別賃金調査」(労働省労働統計調査部)をみると第117表のとおりである(一九四八年および戦前の男女別賃金格差については本年鑑第二三集を参照、一九五〇年は毎月勤労統計調査が男女別を集計していないので不明)。

労働基準法第一章第四条には「使用者は労働者が女子であることを理由として賃金について男子と差別的取扱をしてはならない」と規定している。この第四条の違反件数を労働基準監督年報(一九四九年)でみると四五三件となっている。なお、一九四八年に国立世論調査所がおこなった調査によれば、女子の就業理由は、単に小遣をとるというだけでなく、家計補助的性格をもったものが総数の八三・九%を占めている。

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1952年版(第24集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
